

第78回九都県市首脳会議の結果概要

令和2年11月11日
九都県市首脳会議

1 意見交換に係る合意事項等

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する情報共有等について

九都県市における新型コロナウイルス感染症の感染者数や交付金の状況、各都県市における取組・課題などについて情報共有を行い、今後も九都県市で連携していくことを確認した。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた共同宣言について

九都県市は、我が国全体をけん引する役割と責任を自覚し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け全力で取り組んでいくとともに、社会に浸透しつつある働き方改革や新しい生活様式を踏まえた社会づくりに果敢に取り組んでいく決意を共有した。

また、その姿勢を社会全体に発信していくため、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙1**のとおり、共同宣言を行った。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた要望について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組む中で直面する課題に的確に対処することで、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るとともに、「ウィズ・コロナ」「ポスト・コロナ」時代における新しい社会づくりを積極的に進めていくため、特に重要な事項について、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙2**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

2 協議に係る合意事項

(1) 地方分権改革の推進に向けた取組について

今後の地方分権改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという基本理念を貫徹し、真の分権型社会の実現に向けて確実に推進されるよう、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙3**のとおり、国に対して要求を行うこととした。

3 報告事項

(1) 首都圏問題について

首都圏の再生等に向けて、国の大都市圏制度等に関する動向を注視するとともに、東京圏における地域の中核となる都市の育成整備等に関する要望書の国への提出などを行った。引き続き首都圏の再生等に向け、情報収集に努めるなど、共同の取組を進めることとした。

(2) 廃棄物問題について

(減量化・再資源化の促進について)

ア 食品廃棄物の削減を図るため、食べきりの普及を行うとともに、家庭や飲食店での食品ロスを減らすための普及啓発を行ったほか、消費者の資源利用に係る意識向上を図るため、協力事業者と連携したPRキャンペーン等の普及啓発を行った。

イ 各種リサイクル法、廃棄物処理法等に関する問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。今後は、検討した事項について、国に対して制度改正等の要望を行う。

(適正処理の促進について)

ウ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の期限内処理の促進に向け、電車内広告の掲出等の効果的な広報を実施した。引き続き、PCB廃棄物の期限内処理の促進に向けた普及啓発に係る取組を実施するとともに、廃棄物の適正処理に係る事業者周知のための効果的な手法等について、協議、検討していくこととした。

エ 廃棄物処理法及び建設リサイクル法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。今後は、検討した事項について、国に対して制度改正等の要望を行う。

(3) 環境問題対策について

(地球環境の保全について)

ア 省エネ・節電行動の呼びかけ、再生可能エネルギー導入促進や水素社会の実現に向けた普及啓発活動、ヒートアイランド対策に係る取組を実施した。今後、効果的な普及啓発活動を展開することとした。

環境分野における国際協力については、引き続き、JICA等の関係機関と連携して取組を進めていくこととした。

(大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について)

イ 光化学オキシダント及びPM_{2.5}対策として、その原因物質であるVOCの排出削減に向けた啓発活動等の取組を実施した。引き続き、広域的に連携し

た取組を進めていくこととした。

ウ 自動車排出ガス対策として、引き続き、ディーゼル車の運行規制に係る取組や低公害車指定制度の運用を行うとともに、エコドライブの普及に係る効果的な取組を検討・実施することとした。

(東京湾の水質改善について)

エ 東京湾の水質改善については、東京湾環境一斉調査の継続・発展により、東京湾再生への関心を醸成するとともに、調査結果を基に富栄養化対策の検討を進めることとした。また、東京湾底質調査の取りまとめ及び公表を行うとともに、底質改善対策の効果の検証等への活用を図ることとした。

(緑の保全、創出施策について)

オ 各都県市の事業改善や新規実施につなげていくために、引き続き各都県市の調査・情報交換を行うこととした。また、都市の動向や実情を踏まえた財政支援策の拡充等に関する国への要望活動を引き続き行うこととした。

(4) 防災・危機管理対策について

ア 地震防災・危機管理対策について

令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風での災害対応の検証等を行い、迅速な支援が可能となるように、協定及び実施細目を改定した。また、新型コロナウイルス感染症対策について情報共有を行い、災害時の感染症対策に取り組んだ。

今後、令和元年の台風災害の教訓を踏まえて改定した協定及び実施細目に基づき、九都県市広域防災プランの見直しを行う。また、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しつつ、災害時の感染症対策を進める。

イ 合同防災訓練等について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮の上、各都県市の判断により実施することとした。その上で東日本大震災等の教訓やこれまで実施した訓練の成果等を踏まえ、第41回九都県市合同防災訓練実施大綱をとりまとめた。

今後は、第42回九都県市合同防災訓練及び第11回九都県市合同防災訓練・図上訓練を実施するため、訓練内容や実施時期について検討を行う。

ウ 新型インフルエンザ等感染症対策について

必要に応じ、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等感染症対策に係る各都県市の取組内容について情報共有を行い、九都県市共同の取組について検討を行う。

(5) 首脳会議で提案された諸問題について

ア 増加する法律での計画策定の努力義務等への対応について

各都県市の法律による努力義務・できる規定への対応状況に関する調査結果や学識経験者等の意見を踏まえ、九都県市における今後の対応を検討し、報告書として取りまとめた。

イ エスカレーターでの事故防止に向けた取組について

九都県市が一体となって、各都県市の広報ツールを活用し、エスカレーターの安全利用について周知啓発を行うとともに、鉄道事業者等が行うキャンペーンに参加することとした。

今後は、鉄道事業者等が行うキャンペーンに参加するとともに、必要に応じて情報共有を行うなど、九都県市で連携を図っていく。

ウ 高齢者向け住まい・施設における円滑な救急対応等に関する取組について

高齢者向け住まい・施設における円滑な救急対応等の実現に向けて、国に対し要望活動を行った。また、救急搬送時の情報伝達事項を作成し、普及啓発活動等を行っていくこととした。

引き続き、高齢者向け住まい・施設における円滑な救急対応等に関する取組について、必要に応じて情報共有や意見交換を行いながら連携を図っていく。

エ アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について

首都圏の高速道路料金については、三環状の整備の進展を踏まえ、平成 28 年 4 月から対距離制を基本とした利用重視の料金体系へ移行されたところである。

本研究会では、これまで首都圏の高速道路の料金施策等に関して、国等の動向を注視しつつ、情報共有・意見交換を行ってきた。

今後も、引き続き、新たな高速道路料金導入後の動向に注視しつつ、首都圏の高速道路網の利用状況の把握に努め、適宜情報共有を図っていく。

オ 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について

先天性風しん症候群の理解と予防について広く周知するとともに、国の「風しんに関する追加的対策」の対象者である風しん抗体保有率の低い世代の男性を中心に感染拡大防止等の啓発を引き続き進めていく。

カ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組について

パラリンピックの普及・啓発について、各都県市で実施する事業等の情報を共有するとともに、イベントカレンダーを作成し、九都県市首脳会議ホームページ等を活用して周知を図ったことが報告された。

引き続き、パラリンピックの普及・啓発に係る取組を進める。

キ ヒートアイランド対策について

ヒートアイランド対策の啓発強化を目的として、打ち水や日傘利用を推進するイベントを行ったほか、打ち水や日傘の効果についてSNS等の広報媒体を活用した情報発信を行った。

引き続き、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、九都県市で連携した取組を検討・実施していく。

ク 感震ブレーカーの普及に向けた取組について

感震ブレーカーの普及に向けた、各都県市の取組や課題等を共有するとともに、普及をより一層促進させるための九都県市における一体的な取組などについて検討を行った。

引き続き、感震ブレーカーの普及に向けた取組について、九都県市共同で研究するとともに、連携した取組を実施していく。

ケ 認知症施策の推進にかかる成年後見制度等の利用促進に向けた取組について

成年後見制度等の利用促進に向けて、共同の周知啓発の取組及び自治体における先進事例の研究・共有について検討を開始した。

今後は、検討会において取組内容を具体化し、九都県市で連携した取組を推進する。

(6) 「九都県市のきらりと光る産業技術」について

別紙4のとおり、首都圏の優れた企業及びその産業技術を首都圏共通の財産として紹介し、表彰する。

4 その他

(1) 「子どものための養育費を確保する制度の実現について」に係る協議の実施について

相模原市から、子どものための養育費を確保する制度の実現について、九都県市としての意見を取りまとめ、国に対して要望を行うことが提案され、今後、書面による協議を実施することとした。

5 次回は、令和3年春、千葉市主催で開催する。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と 社会経済活動の両立に向けた共同宣言

我が国は、令和2年1月に日本国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降、国一丸となって、この「国難」とも言うべき未知の脅威と闘っています。

これまでにかけがえのない命をなくされた全ての皆様に心より哀悼の意を表するとともに、現在闘病中の皆様の一日も早い御回復をお祈り申し上げます。また、医療従事者をはじめとしたエッセンシャルワーカーの皆様の献身的な御尽力、住民の皆様の御協力に深く感謝申し上げます。

この間、九都県市は、直面する感染拡大に対して医療機関や福祉など様々な分野にわたる関係機関をはじめ、多くの方々の協力を得ながら、相互に情報や知見を共有し、住民の命を守ることを最優先に、感染拡大防止に連携して取り組んできました。

一方で、外出や営業の自粛、学校の臨時休業等による地域経済や住民生活、子どもの教育環境など、新型コロナウイルス感染症の影響は甚大かつ多方面にわたっており、デジタル化の遅れなど社会が抱える構造的な課題も浮き彫りになりました。我々は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、地域の医療提供体制の確保に努めながら、こうした課題に対しても積極的に取り組んでいかなければなりません。

九都県市は、我が国全体をけん引する役割と責任を強く自覚し、国、医療機関、関係機関等と連携しながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、全力で取り組んでいきます。さらに、未来を見据え、「ウィズ・コロナ」「ポスト・コロナ」の時代において、社会に浸透しつつある働き方改革や新しい生活様式を踏まえた社会づくりに果敢に取り組んでいくことを宣言します。

令和2年11月11日

九都県市首脳会議

座長 川崎市長

埼玉県知事

千葉県知事

東京都知事

神奈川県知事

横浜市長

千葉市長

さいたま市長

相模原市長

福田紀彦

大野元裕

森田健作

小池百合子

黒岩祐治

林文子

熊谷俊人

清水勇人

本村賢太郎

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と 社会経済活動の両立に向けた要望

九都県市は、1月の新型コロナウイルス感染症の感染者の確認以降、直面する感染拡大に対して医療従事者をはじめ多くの方々の協力を得ながら、相互に情報や知見を共有し、感染拡大防止に連携して取り組んできた。

一方で、外出や営業の自粛、学校の臨時休業等により、地域経済や住民生活、子どもたちの教育環境など、新型コロナウイルス感染症の影響は甚大かつ多方面にわたっており、デジタル化の遅れなど社会が抱える構造的な課題も浮き彫りになった。

こうした中、我々は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、地域の医療提供体制の確保に努めながら、直面する課題に的確に対処し、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るとともに、「ウィズ・コロナ」「ポスト・コロナ」時代における新しい社会づくりに果敢に取り組んでいく必要がある。

ついては、以下のとおり要望する。

1 感染防止策と医療体制等の整備

- (1) 一日も早く新型コロナウイルス治療薬及びワクチンの開発と実用化を図るため、国内外で実施されている臨床試験等に対し、必要な支援策を講ずること。
- (2) 地域の医療提供体制は、新型コロナウイルス陽性患者や疑い患者を受け入れている医療機関はもちろん、様々な医療機関が連携し、役割を分担することで維持されているところ、現在、多くの医療機関が経営に多大な影響を受けていることから、経営の安定化のため、必要な財政支援を行うこと。特に、重症患者の受入れにあたっては、手厚い人員体制と高度な設備で対応する必要があるため、重点医療機関であるか否かに関わらず、重症病床を確保する医療機関への支援金の創設や病床整備に係る改修工事費用等の補助を含め、更なる財政支援を行うこと。
- (3) 医療現場における人材確保策を講ずるとともに、医療用資器材について、国内での生産・増産体制の整備に取り組み、医療機関等への安定供給体制を構築すること。
- (4) 季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症が同時流行する局面に備え、診療・検査医療機関（仮称）において発熱患者等を受け入れた際の診療報酬の引き上げや協力金の支給など受入れ患者数に応じた支援を行うとともに、スタッフの危険手当の制度化や罹患した場合の休業補償を行うなど、医療機関がより多くの発熱患者を受け入れられる制度を構築すること。また、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」のように小児診療に係る手引きを新たに作成するなど、地域の医療機関に対し、発熱患者の外来診療体制の確保に向けた直接的な支援を行うこと。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が続いていることから、入国制限対象地域に関わらず、海外からの入国者・帰国者に対し、少なくとも検疫所での検査結果が判明するまでは、国の費用負担により空港等やその周辺施設で待機させるとともに、国の責任において入国者等の行動歴の把握や、検疫所において感染のおそれがあるとした者に対する入国後14日間の健康フォローアップを行うなど、万全の水際対策を講ずること。また、感染者が発生した際には、速やかに関係自治体に情報提供するとともに、国が国内での入国者等の住所・居所に応じて入院機関や宿泊施設等、療養先を確保し、特定の地方自治体に過度な負担がかからないようにするこ

と。

- (6) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会には、多くの選手・大会関係者などが海外から我が国を訪れると予想されることから、事前キャンプを含めて、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議」における議論等を踏まえ、出入国をはじめとする水際対策、競技会場・選手村における感染防止対策、検査・治療・療養体制などについて、関係省庁が連携して必要な対応を行うこと。
- (7) 保健所、地方衛生研究所及び感染症情報センターについては、新型コロナウイルス感染症対応の長期化に伴う職員の負担軽減や他の行政サービスの継続実施、今後の感染症対策のため、中長期的な視点も含め体制・機能が強化、充実するよう更なる支援を行うこと。地方衛生研究所については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律や地域保健法における位置付けを明確にするとともに、施設、設備及び検査機器の整備・更新について国庫補助の対象とすること。
- (8) 医療従事者等のエッセンシャルワーカーを含むすべての乳幼児を持つ労働者が安心して働き、社会経済活動を推進していくため、一時預かり事業実施施設等も含めた保育サービスを提供するすべての保育所等が継続して事業実施できるよう支援を行うこと。また、社会福祉施設従事者等が安心して働く環境を整えるため、高齢者、障害者施設等の経営安定に向けた支援を行うこと。
- (9) 同居親族が感染した場合に、その濃厚接触者である要介護高齢者や障害児者、幼児・児童等に対し、介護サービスの提供や一時保護等の枠組みを国が主体となって構築するとともに、必要な財政支援を行うこと。

2 PCR検査等の戦略的拡大

- (1) PCR検査等をより早く適正な価格で受けられる環境づくりを行い、行政検査で幅広く対応できるよう要件を明確化し戦略的に拡大すること。
- (2) 行政検査に係る検査費用及び入院に係る医療費等については、年度開始後の患者の急増に伴う検査対象者の激増及び国による検査体制の整備要請、さらに夜の街対策やクラスター防止のための対象者拡大などによる財政需要の急増という事態を踏まえ、全額国の責任において負担する新たな制度を設けること。
- (3) 被災地への応援職員・ボランティアなどについては、災害時の復旧・復興に欠かせないことから、国の負担による新たな公費負担検査として制度化すること。
- (4) 国において必要な検査数及び検査体制の目標を明示し、検査機器の導入や試薬の供給、空港も含めたPCR検査センター設置・運営など、検査に要する経費や民間機器を活用した検査体制の拡充について支援を行うこと。
- (5) 唾液検体を対象とする簡易キットによる抗原定性検査の精度確保、妥当性確認が速やかに進むよう国として支援し、かかりつけ医段階での検査が実施可能となる環境整備を図ること。また、冬季に同時流行の恐れがある季節性インフルエンザについても、唾液による検査キットの開発を支援すること。さらに、鼻腔検体を活用した検査の拡大についても、環境整備を図ること。
- (6) HER-SYSのシステム改修においては、入力の手荷を軽減し、情報の精度を確保するとともに、任意の集団や属性での集計機能を付加するなどデータの分析に活用が可能となるように改善を図ること。また、端末機器の導入など医療機関がHER-SYSへの入力を開始するために必要な経費への支援を行うこと。

3 雇用の維持と経済活性化

- (1) 中小企業等に対する継続した資金繰り対策、各種給付金・助成金、家賃の負担軽減支援など、中小企業等の事業継続を下支えし、地域経済への影響を最小限に抑えるため、支援策をより一層充実するとともに、融資制度について、公益法人等の法人形態にも拡充すること。
- (2) 感染状況等も踏まえつつ、今後の地域経済活動の回復に向け、観光需要等を喚起するため、Go To キャンペーンなどの支援策を引き続き講じるとともに、観光産業への助成、地域で活用可能なプレミアム付商品券の発行等の事業について、継続的かつ十分な財政措置を講ずること。
- (3) テレワーク環境や感染防止対策に必要な整備に対する補助制度の拡充など、「新しい生活様式」を実践するためのより一層の支援策を講ずること。
- (4) 国民の生活を支える公共交通事業者の事業継続を確保するため、必要な支援策を講ずること。
- (5) 国民生活や経済活動等を根幹的に支える港湾等の物流機能を確保するため、物流関係事業者等への支援策を積極的に講ずること。
- (6) 外国人労働者を含む正規・非正規労働者からの相談体制の充実や、雇用調整助成金の緊急対応期間の更なる延長など、労働者の安定的雇用が維持されるよう国が責任をもって必要な対策を講ずること。
- (7) 人材の不足している業種における人材確保や、社会変革により新たに生じる人材過不足に対して、業界・業種間の円滑な人材移行を促進する職業訓練の拡充など、雇用機会の確保につながる効果的な対策を講ずること。
- (8) 文化芸術に対する支援の重要性について、国民的理解を深めるとともに、文化活動の実態や関係者等の意向を的確に把握し、活動の維持・継続に有効な支援策を講ずること。また、地方自治体が、地域の実情に応じ、文化芸術活動を行う関係者等に対して適切な支援をできるよう、十分な財政措置を講ずること。

4 教育機会の確保

- (1) 学校での感染拡大防止に対応するため、衛生用品の配備、授業継続のための教職員体制の確保に向けた教員加配、学習指導員の増員、スクール・サポート・スタッフの全校配置、スクールバス増車等の実施に必要な財政措置を継続的に行うこと。
- (2) 再度の感染拡大に伴う臨時休業等も想定し、全ての児童生徒の教育機会の確保に向けた、自宅学習を行えるICT環境の整備に当たり、「1人1台端末」を早期に実現するため、端末の調達や運用上必要不可欠な経費等に係る継続的かつ十分な財政措置を行うこと。また、学習保障の観点から教育委員会が実施する学びの動画配信等に必要となる教科書の著作権に係る取扱いを簡素化するとともに、財政措置を行うこと。さらに、学習支援アプリやセキュリティ対策に係るソフトウェアのライセンス費用、自宅学習のための通信環境整備に係る費用、回線使用料等についても財政措置を行うこと。
- (3) 長期にわたる臨時休業や外出の自粛要請等による心理的負担を緩和するため、教育活動再開後の児童生徒の心のケアを図るとともに、要支援児童生徒について児童相談所等の関係機関と緊密に連携し必要な支援を行うスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置の拡充に必要な人的・財政的措置を行うこと。

5 デジタル化・スマート化の推進

- (1) 「新しい生活様式」を実践し、感染拡大防止と社会経済活動を両立するため、各種行政手続きのオンライン化に向け、国において、地方自治体の意見も十分に踏まえつつ、積極的な対応策を検討し、早期に実現を図るとともに、実現に必要なシステム改修や運用経費等に係る財政措置を行うこと。
- (2) 国の法令等に基づく手続については、各府省において電子化に向けたガイドラインを速やかに示すとともに、実現に向けた規制改革等の具体的な取組を進めること。
- (3) テレワークやオンライン診療、オンライン授業などの導入を推進するため、ＩＣＴ機器の整備及び円滑な運用環境の構築に必要な施策を積極的に講ずること。

6 地方自治体への財政支援の充実

- (1) 令和３年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の著しい悪化やそれに伴う地方の税財源の大幅な減収も懸念される。地方が責任をもって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策、地域経済の活性化・雇用対策をはじめ、地方創生・人口減少対策、防災・減災対策など様々な行政サービスを適切に担えるよう、全ての地方自治体に対して確実かつ十分な支援を行うとともに、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実させること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが懸念される。特に、都道府県税の約３割を占める基幹税である地方消費税の減収は、地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれるため、少なくとも今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は地方消費税及び地方消費税交付金を減収補填債の対象に追加するなど、必要な財源補填措置を講ずること。
- (3) 固定資産税は基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であり、国の経済対策にこれを用いるべきではない。先般、新型コロナウイルス感染症対策として、固定資産税の特例措置が講じられたが、今後、更なる対象範囲の拡大や期間の延長、新たな負担軽減措置の創設等を行わないこと。なお、国の政策により軽減措置を講ずる場合には、国の責任において全ての地方自治体に対し、減収額等を確実に補填すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、感染拡大に歯止めをかけるべく取り組む地方自治体が迅速に効果的な施策を講じられるよう、国の予備費及び追加の補正予算を機動的に活用した大幅な積み増しを行い、地方交付税の交付団体・不交付団体にかかわらず、必要な額を措置するとともに、基金への積立て要件の弾力化や事業期間の延長、繰越手続きの簡略化、実施計画の柔軟な変更を認めるなど、弾力的な運用を図ること。加えて、新型コロナウイルス感染症との戦いは長期化を余儀なくされることが想定されるため、感染状況や経済状況などの地域の実情に応じて、令和３年度以降も地方自治体の判断により機動的かつ実効性のある対策が可能となるよう、国と地方の協議の場で地方の意見を十分に反映させた上で、臨時交付金制度を継続する、もしくはこれを引き継ぐ新たな交付金制度の創設などにより、全ての地方自治体に対して確実かつ十分な規模の財政支援を措置すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、交付決定額が所要額を下回っている事業があることから、速やかに所要額で交付を行うとともに、今後の感染拡大状況等により不足が生じた場合は、速やかに追加交付を行うこと。また、地方自治体が地域の実情に即した支援を行えるよう対象事業を拡充し、交付決定額

の範囲内で予算の組替えや執行を認めるなど、地方自治体の判断で地域の実情に応じて柔軟に幅広く活用できるようにすること。さらに、今後の感染拡大の状況や医療機関の需要を踏まえ、引き続き令和3年度以降も必要な財源を確実に措置すること。

- (6) 感染者が多い首都圏では、医療提供体制の整備をはじめ、新型コロナウイルス感染症に対する財政負担が非常に大きいため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、感染者が多い首都圏により多く交付金を措置すること。
- (7) 病院、交通、水道事業をはじめとする公営企業について、経営状況の急激な悪化に対応できるよう、十分な支援策を講ずること。

7 偏見・差別行為・誤った情報等の排除

感染者・濃厚接触者及び医療・社会福祉施設従事者並びにその家族、我が国に居住する外国人の方々などに関する、偏見、差別、誹謗中傷や誤った情報の拡散などの人権を脅かす行為は、当事者を深く傷つけ、平穏な社会生活を送る妨げになるのみならず、積極的疫学調査をはじめ感染症拡大防止への協力も得にくくなるなど、国を挙げて克服すべき喫緊の課題となっており、国としても継続的な広報や教育・啓発、相談窓口の充実・強化など、人権を守る対策を早急に講ずること。

令和2年 月 日

内閣総理大臣 菅 義 偉 様

九都県市首脳会議

座長	川崎市長	福田紀彦
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

地方分権改革の実現に向けた要求

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、あわせて、地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。

地方分権改革については、これまで様々な取組が進められてきたが、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが十分に行われておらず、国から地方への税源移譲も三位一体改革以降行われていないなど、道半ばであり、更なる取組が必要である。

また、地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生においても極めて重要なテーマである。

加えて、近年、相次ぐ大規模災害や新型コロナウイルス感染症対策への対応など諸課題の解決に向けて、国と地方は役割分担の下、協力・連携して取り組む必要がある。地方は、こうした諸課題の解決にこれまでの地方分権改革の成果を活用し、地方の権限と裁量の拡大を進め、自由度を高めることで、地方がさらにその自主性及び自立性を十分発揮できるようにすることが必要である。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し、真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

I 真の分権型社会の実現

(1) 更なる権限移譲の推進

これまでの地方分権改革に係る一括法等により、国から地方への権限移譲及び都道府県から基礎自治体への権限移譲が実施されたが、いまだ不十分であり、国の出先機関の見直しも行われていない。

については、国の出先機関は原則廃止する視点も踏まえ、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、国から地方及び都道府県から基礎自治体への大幅な権限移譲を更に進めること。

また、権限移譲を進めるに当たっては、住民に身近な事務・権限は全て地方自治体に移譲することを基本とし、事務事業を実施するために必要な税財源を移譲するとともに、人員移管について地方と協議を行うこと。

なお、以下の事項については、優先的に取り組むこと。

- ・ 地方版ハローワークなどの新たな雇用対策の仕組みについては、財政的支援では特別交付税措置等がされたものの、地方にとって十分とは言えないため、より一層の支援を求める。また、情報の提供においては、求人情報は一定の改善がされたものの、求職者の情報には課題があるため、求職者の同意を得られやすい登録方式の導入と情報提供範囲の拡大を併せて進め、地方に対しても国と同等の情報が提供されるよう改善すること。さらに、

新制度の成果検証を行い、国と地方の連携や役割分担の在り方等を改めて検討すること。

- ・直轄道路・直轄河川については、地方が移譲を求める全ての区間を対象として、関係する地方自治体と十分に協議するとともに、移譲に当たっては確実に財源措置等を講じること。
- ・中小企業支援に関する事務など、地方が強く移譲を求めている事務・権限を速やかに移譲すること。

（２）更なる義務付け・枠付け等の見直し

国による関与、義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うこと。

国は一括法等により「枠付け」の見直しを行ったとしながら省令で「従うべき基準」を設定し、実質的に「枠付け」を存続させている。地方の自由度を高めるために、今後「従うべき基準」の設定は行わないこと。また、既に設定された基準についても撤廃すること。

あわせて、法律による計画策定の努力義務規定等が増加している中で、自治体の判断で複数の法定計画を一体的に策定できる旨を明示すること。

そのほか、条例による法令の上書き権を認めるなど地方自治体の条例制定権を拡大すること。

また、政府が国会に提出する法律案については、義務付け・枠付けに関し、原則として廃止や条例委任、条例による補正の許容によるいずれかの見直しを行うこととする義務付け・枠付けに関する立法の原則に沿ったものとなるよう、各府省における法案の立案段階でこの原則をチェックする政府内部の手続きを確立すること。

（３）「提案募集方式」に基づく改革の推進

令和２年の「提案募集方式」においては、全国から２５９件の提案が寄せられた。関係府省からの現時点の回答は、前向きな内容がある一方、対応が困難とされたものも多い。

また、全体の約２割が「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として、各検討区分に整理する時点で検討対象外等とされている。その中には、直近の社会情勢を踏まえた提案であっても過去と同内容の提案であり新たな支障が認められないとされてしまうものや、将来予想される支障を防止するための提案について現時点における具体的な支障事例を求められるものがある。

これらの現状を踏まえ、地方分権改革を着実に進める取組として、より一層の成果が得られるよう、対応方針の閣議決定及び来年度予算の編成に向けて、これまでの提案を含め検討対象とされた提案については、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むこと。その際、地方が示す具体的な支障事例等だけではなく、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視すること。また、検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られ

るよう説明責任を果たすとともに、将来予想される支障を防止するための提案に当たり一律に具体的な支障事例を求めないこと。

さらに、検討対象外等とされた提案を含め、これまで実現できなかった提案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

これまでの対応方針に掲載された事項については、進捗状況を適宜確認し、地方が活用しやすい形で速やかに共有すること。引き続き検討するとされた提案については、実現に向けたフォローアップを行うこと。加えて、第10次地方分権一括法等により措置される事項については、条例制定等に必要な準備期間を確保できるよう、速やかに政省令の整備を行うこと。

また、こうした対応にとどまらず、地方がより活用しやすい制度となるよう、地方の意見を踏まえ、提案対象の拡大など不断の見直しを行うこと。

なお、提案募集方式に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、更なる地方分権改革の推進に主体的に取り組むこと。

(4) 地方自治法の抜本改正

地方自治法をはじめとする現行の地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまでを規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

(5) 国の政策決定への地方の参画

国と地方は対等・協力の関係にあるとの基本認識のもと、地方の意見を確実に政策に反映させること。

そのため、「国と地方の協議の場」については、分科会の設置も含め、企画・立案の段階から積極的に地方と協議するなど、実効性ある協議の場の運営を行うこと。さらに、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者を正式な議員として位置付けるよう法改正を行うこと。

また、国が地方自治に影響を及ぼす施策を企画・立案するときは、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨を踏まえて、地方が事前の検討期間を十分確保できるよう速やかに通知すること。

なお、議員立法等による計画策定の努力義務等が多くを占めている状況を踏まえ、立法プロセスに地方が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させる仕組みを構築すること。

Ⅱ 真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

(1) 地方税財源の充実・確保

ア 税源移譲の確実な実現のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対

6であり、事務に見合う税源が地方に配分されていない。地方が担う事務と権限に見合った地方税源の充実強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、地方への税源移譲を確実に進めること。

また、地方が真に住民に必要なサービスを自らの責任で自主的、効率的に提供するため、国から地方への税源移譲等により、地域偏在性が小さく、安定的な税収を確保できる地方税体系を早急に構築すること。

イ 社会保障分野における地方税財源の確保

地方自治体は、医療、介護及び子育て施策など幅広い社会保障行政において、サービスの運営・給付主体として重要な役割を果たしている。このことを踏まえ、今後も増加が見込まれる社会保障分野に係る行政需要に見合った地方税財源を確保すること。

また、社会保障の充実に伴う地方負担については、地方財政の社会保障財源に影響が生じることのないよう、すべての地方自治体に対して必要な財源を確実に措置すること。さらに、消費税率10%への引上げと同時に導入された軽減税率制度についても、国の責任で代替財源を確保すること。

なお、私立高等学校の授業料の実質無償化については、引き続き国の責任において財源を確実に確保するとともに、授業料が全国平均を上回る団体においては、地方に超過負担が発生していることから、これを解消するための財政措置を講ずること。

加えて、東日本大震災を起因とした経済的理由により、授業料の納付が困難等の事情を抱える被災児童生徒に対する就学支援については、令和2年度までとされている「復興・創生期間」後においても、引き続き国の責任において十分な財源を確保すること。

ウ 課税自主権の拡大

地方自治体の財政需要を賄う税財源は、法定税により安定的に確保されることが基本であるが、地方は必要な財源を自ら調達する等のために、地域の特性に応じた法定外税を創設することができる。

しかし、法人事業税に関する規定が及ばない法定外税として創設した神奈川県臨時特例企業税は、平成25年3月の最高裁判決で、法定外税であっても、別段の定めがない限り、法定税に関する規定に抵触してはならないという強行規定が及ぶものと判断され、違法・無効となった。

この判決は、地方自治体が独自に創設する法定外税は法定税に関する強行規定の制約を受け、国税を含む法定税が課税対象を幅広く押さえている現状を踏まえると、実質的に法定外税の創設が困難であることを示したものである。

現状のままでは、地方自治体の課税自主権の積極的な活用が阻害されることから、地方自治体が、法定外税を法定税から独立した対等の税目として創設することを可能とするなど、地方税法をはじめとした関係法令を抜本的に見直すこと。

エ 自動車関係諸税の課税のあり方の見直しにおける地方税財源の確保

自動車関係諸税については、令和2年度与党税制改正大綱において、「技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境

負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされた。

自動車関係諸税の課税のあり方を見直す場合には、これらの税が地方自治体の都市基盤整備等の貴重な財源となってきた経緯や今後において道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること、自動車取得税の廃止に伴う減収分について十分な代替財源が確保されていないこと等を踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう税財源を確実に確保すること。

また、令和2年度末に行われる自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し等に当たっては、税制のグリーン化機能を維持・強化する観点や地方税財源を確保する観点から、更なる対象の重点化等を行うこと。

オ 償却資産に対する固定資産税の制度の堅持

償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、行政サービスを享受していることに着目して課税しているものであり、都及び市町村の重要な基幹税目であることから、国の経済対策などの観点からの見直しを行うべきではなく、引き続き制度を堅持すること。

また、平成30年度税制改正において、生産性革命集中投資期間における3年間の時限的な措置として創設された特例措置については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、対象範囲が拡大され、期間の延長も行われることとされているが、今後更なる対象範囲の拡大を行わず、期限の到来をもって確実に終了させること。あわせて、この特例措置が臨時、異例の措置であることを踏まえ、類似の特例措置の創設等を行わないこと。

カ 地球温暖化対策に必要な地方税財源の確保

地球温暖化対策の一環である森林吸収源対策の地方税財源の確保については、令和元年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたが、令和6年度から課すこととされている森林環境税を円滑に徴収するためにも、都市部の住民からも理解を得られるよう丁寧な説明等に努めるとともに、賦課徴収を行う市町村の意見を十分に踏まえ、地方自治体が独自に課税している森林環境税等への影響が生じないよう適切に調整すること。

また、税制抜本改革法においては、森林吸収源対策に加え、「地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。」とされており、地方自治体が実施している地球温暖化対策は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など多岐にわたることから、これらの対策に必要な地方税財源を確保する制度についても早急に創設すること。

キ ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、令和2年度税制改正において、東京オリンピック競技大会を含む国際競技大会等に参加する選手に対する非課税措置を新たに講じた上で、現行制度が堅持された。

ゴルフ場利用税はアクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防

止対策、廃棄物処理等の行政サービスと応益関係にあり、ゴルフ場所在の都道府県及び市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き現行制度を堅持すること。

ク ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度については、令和元年度税制改正において、基準に適合する地方自治体を総務大臣が指定する制度に見直されたところであるが、より多くの寄附金を集めるための返礼品競争が続いている。また、特例控除額が所得割額の2割という定率の上限のみでは、高所得者ほど寄附金税額控除の上限額が高くなり、返礼品との組み合わせにより、結果として節税効果が生ずることなどの課題が依然として残っている。このため、寄附を通して生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に貢献するという趣旨に沿った制度となるよう引き続き見直しを行うこと。

なお、創意工夫をして現行制度を地域振興や産業振興等に活用している地方自治体が多数存在する一方、都市部の地方自治体においては税収減が大きくなっていることなどを踏まえ、例えば、特例控除額について新たに定額の上限を設けるなど、地方自治体の財政に与える影響も考慮すること。

(2) 自主財源である地方法人課税の拡充強化

ア 地方法人課税の拡充強化

令和元年10月の消費税率10%への引上げ時において、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、令和元年度税制改正において、地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等を理由に、再び法人事業税の一部を国税化し、これまで以上の規模で都道府県に再配分する新たな措置として、特別法人事業税・特別法人事業譲与税が創設された。

地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行している。

税収格差については、国から地方への税源移譲により地方税を拡充する中で、国の責任において是正されるべきである。その際は、法人の行政サービスの受益に応じた負担という地方税の原則を踏まえる必要がある。

あわせて、地方間の財政力格差は地方交付税で調整されるべきであり、現行の地方交付税制度が調整機能を十分に発揮できていないならば、国において、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額の確保を図ることこそが必要である。加えて、総額不足の実質的な補填のために地方税を国税化するべきではない。

地方自らが地域の課題解決に率先して取り組み、各々の個性や強みを発揮しうる自立的な行財政運営を行っていくためには、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、国は日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な見直しに本腰を入れて取り組むべきである。産業振興、地域活性化に取り組む地方自治体の自主的な努力が報われるよう、自主財源である地方法人課税の拡充強化を図ること。

イ 法人事業税の分割基準の適正化

法人事業税の分割基準のあり方については、平成28年度与党税制改正大綱において検討を行うことが示されている。このことを踏まえ、平成29年度税制改正において、電気供給業に係る法人事業税の分割基準について見直しが行われた。

法人事業税の分割基準については、企業の事業活動と行政サービスとの受益関係をよりの確に反映させ、法人の事業活動が行われている地域に税収をより正しく帰属させるものとなるよう引き続き適正化を図ること。

また、地方自治体間の財政調整を目的とする見直しは行わないこと。

ウ 法人事業税における収入金額課税の堅持

令和2年度税制改正において、地方財政に与える影響に一定の配慮はあったものの、電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税制度の見直しが行われた。

また、令和2年度与党税制改正大綱においては、ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税制度について、「小売全面自由化され2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」とこととされ、電気供給業を含めガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税制度の見直しが引き続き今後の検討事項に位置づけられている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給事業者及びガス供給事業者は多大な行政サービスを受益していること等を踏まえ、同制度を堅持すること。

(3) 地方交付税制度の改革

ア 地方交付税の総額確保等と適切な運用

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（骨太の方針）では、2019～2021年度の基盤強化期間内の予算編成に関し、「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とされている。

しかし、地方においては、不可避的に増加する社会保障関係費に加え、少子化対策の強化、地域経済の活性化、雇用の創出、防災・減災対策など、必要な施策を将来にわたり実施していく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症については、感染拡大防止策を講じながらも社会経済活動を引き上げることが求められている。感染症の終息が見込まれず、税収の減少も懸念される中で、今後も、検査体制の大幅な拡充・強化、医療提供体制の整備とともに、地域経済対策、新しい生活様式の実践などを実施していかねばならない。このような地方における行財政需要の増加を的確に把握し、地方交付税の法定率の更なる引上げを含む抜本的な見直しにより、地方の安定的な財政運営に必要な交付税総額を確保・充実すること。

あわせて、地方が予見可能性を持って財政運営を行うことができ、予算編成に支障が生じることのないよう、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示すること。

さらに、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを強く認識し、適切に運用するとともに、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、正確に周知すること。

なお、地方の保有する基金は、大規模な災害や経済不況による税収減、不測の事態への対応など財政運営の年度間調整や、社会資本の老朽化対策、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保のために、各地方自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものである。

また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかにないことを十分に踏まえるべきである。

このことから、地方の基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

イ 臨時財政対策債の廃止

臨時財政対策債は、平成13年度に3年間の措置として導入されて以来、地方からは制度の廃止と地方交付税への復元を繰り返し要求してきたにもかかわらず、6度目の延長期限である令和元年度で廃止されることなく、令和4年度まで延長された。

令和2年度の地方財政計画では地方税等が増収となる中で、折半対象財源不足が解消されるとともに、臨時財政対策債が抑制されたが、依然として臨時財政対策債の大量発行による地方財源不足の補填が継続していることは、将来の世代に負担を先送りしていることにほかならず、国がその責任を十分果たしているとは言えない。また、過去に発行した臨時財政対策債の償還を、新たな臨時財政対策債の発行により行うという現状は極めて不適切であり、持続可能な地方財政制度という観点からも、抜本的な見直しが急務である。

地方の財源不足の解消は、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって国の責任で確実に対応すべきであり、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は、直ちに廃止すること。

また、廃止までの間にあっては、臨時財政対策債発行可能額の算定において、過度な傾斜配分にならないようにするとともに、廃止までの工程を明らかにすること。

なお、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

(4) 国庫支出金の改革

ア 国庫支出金の抜本的な改革

国庫支出金については、国と地方の役割分担を見直し、地方への権限及び税源の移譲を基本とした抜本的改革を進めることとし、国は速やかにその工

程を明らかにすること。

それまでの間、国は首都圏特有の行政需要を考慮し、必要額を安定的かつ確実に確保するとともに、地方自治体の超過負担の解消を図ること。

また、地方自治体間の財政調整は地方交付税により行い、財政力指数に基づいて国庫支出金の補助率を変更する等の財政力格差の是正は行わないこと。

さらに、事務手続の簡素化など運用改善を図るとともに、国の関与は最小限とし、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度となるよう見直すこと。

なお、国と地方は対等・協力の関係にあることを踏まえ、国庫支出金の改革に当たっては、事業の規模等に関わらず、国の負担を一方的に地方に付け替えるような見直しは厳に慎むこと。

イ 基金事業の見直し

国庫支出金の廃止、地方への税源移譲が行われるまでの間、国からの交付金等により造成された基金事業については、事業の進捗状況などを踏まえ、地方の必要に応じた増額や、事業期間の延長を図るとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金の造成を指定都市にも認めることなど、要件の見直しを行うこと。あわせて、事務手続の簡素化などの運用改善を図ること。

(5) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業については、国と地方の役割分担を見直すこと。その上で、地方が行うべき事業は地方に権限と必要な税財源を移譲すること。なお、そのための具体的な手順等を盛り込んだ工程を早急に示すこと。

また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を確実に反映させるため、事前協議を法制化すること。

加えて、国は、地方が国に支出した国直轄事業負担金について、厳正な検査を行い、不適切な支出等があった場合は地方自治体に負担金を返還する仕組みを構築すること。

Ⅲ 道州制の議論に当たって

道州制の議論に当たっては、真に地方分権に資するものとなるよう、地方の意見を十分に尊重すること。

また、道州制の議論にとらわれることなく、権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実・確保等の改革を一体的に進めること。

Ⅳ 国の財政規律の確立と地方税財源の拡充

地方は、厳しい財政状況の中、大幅な職員数の削減など、徹底した行政改革を断行し、財政健全化に努めているが、国は、地方に比べて、行政改革への取組が不十分であると言わざるを得ない。

こうした中、国は、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債を継続す

るとともに、交付税総額の実質的な補填である地方法人税の税率を引き上げ、更なる地方税の国税化を行った。

国は、行政改革と財政健全化に取り組むとともに、こうした国の財政難を地方にしわ寄せする制度については、財政状況にかかわらず見直しを行うべきであり、速やかに臨時財政対策債を廃止した上で、国において交付税総額の確保を図るとともに、地方の税財源の拡充に取り組むこと。

令和2年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉 様

九都県市首脳会議

座長	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	森 田 健 作
	東 京 都 知 事	小 池 百合子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	横 浜 市 長	林 文 子
	千 葉 市 長	熊 谷 俊 人
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

「令和2年 九都県市のきらりと光る産業技術表彰」製品技術一覧

	製品・技術の名称 企 業 名	製品・技術の概要
埼玉県	低価格の偽造防止IDカード用レーザー マーカ	レーザーマーキング装置は大変高価なものでありますが、構造等を見直し、既存製品の半額程度のレーザーマーキング装置を開発しました。世界最小サイズ、省エネ(ACアダプター使用)を実現し、低価格で提供することにより、高いセキュリティのカードの普及促進に貢献します。
	株式会社IDレーザー	
千葉県	全自動高速サーボドライブノッチングプレスマシン	本マシンは、主としてモーターの製造に必要な積層鋼板製ステータコア(固定子)やロータコア(回転子)のスロット打ち抜き加工を目的として設計された、プレスマシンです。加工位置を数値制御により設定します。
	株式会社吉野機械製作所	
東京都	紛失防止IoTサービス 「MAMORIO / MAMORIO Biz」	財布等の大切なものに専用のデバイスを付けることで紛失を防ぐIoTサービスです。
	MAMORIO株式会社	
神奈川県	過熱水蒸気を用いた接着剤速硬化システム	水蒸気を更に加熱した「過熱水蒸気」の熱エネルギーを利用し、接着剤を短時間に硬化させる技術です。接着剤の硬化時間を最短1分まで縮めることができるため、硬化養生のための在庫保管の必要がなくなり、スペース効率がアップできます。 また、自動車組立ラインサイドから適時供給が可能になるなど大幅な生産性向上に貢献できます。
	堀硝子株式会社	
横浜市	IoTを利用した船舶エレベーター新メンテナンスシステム開発	本製品は、外航客船・大型商船に設置されたエレベーターの稼働状況のデータを監視装置に集積し、入港した際にIP網経由で受取り、エレベーターの遠隔診断をするシステムです。 遠隔診断により故障を未然に防ぐことができ、効率的なメンテナンスが可能となります。
	株式会社日本リフツエンジニアリング	
川崎市	熟成食材製造用シート「エイジングシート」	熟成肉や熟成魚(独自の風味、旨みを高めた、保存性の高い肉や魚)を安心安全に作るシートです。熟成に必要な菌が短時間で増殖するため、熟成が促されるだけでなく、腐敗菌の混入リスクや増殖が抑えられることで、新規参入者でも容易にかつ安定してドライエイジング法による熟成肉を製造することが可能です。
	株式会社ミートエポック	
千葉県	6軸複合型ロボット「LINEMAN」及び自動パレット交換装置「SUPER LOCK」	「LINEMAN」は、最大3トンの重量物を扱うことができるハンドリングとポジショナーの複合機能を持つ世界初の6軸複合型ロボットです。導入する現場に最適な仕様にカスタマイズ対応し、生産の自動化・省人化に貢献します。 「SUPER LOCK」は、多品種少量生産工程における生産性向上を図る上で課題となる設備の治具段替えの大幅な工数削減に貢献する重量物用治具パレット自動交換装置です。
	株式会社ラインワークス	
さいたま市	5G通信用半導体生産に適応した リフトオフ装置	従来より保有していた高圧処理による洗浄技術に加えて、特殊ヒーターを使ったリサイクル式温調システムを当該製品に搭載したことにより、使用する薬液の量を増やすことなくより微細且つ複雑な5G通信用半導体の生産に適応できます。 また、各種センサやモーターの機器をネットワーク化することで生産に関わるデータを収集できるようにしトレーサビリティやデータ解析といった品質向上の図れる機能を搭載しています。
	株式会社エイ・エス・エイ・ピー	
相模原市	緊急災害ダンボールベッド	同製品は、避難所等で使用する「災害用段ボールベッド」です。近年、台風や地震等の自然災害だけでなく新型コロナウイルス感染拡大など様々な災害リスクが生じており、高まる防災へのニーズに対応するため、今年度商品開発及び販売開始に至りました。プライバシーを保護するためのカバーや仕切りの着脱が可能で、ウイルス感染防止対策製品としても活用することができます。 また、誰でも使用しやすいように組立容易性を実現した設計がされています。
	株式会社東鈴紙器	